

## 利根町情報公開条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務を全うされるようにするとともに、町民参加による公正で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)で、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

### (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する町民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

### (利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### (開示請求権)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 町の区域内に住所を有する者
- (2) 町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町の区域内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの